

審判実務者研究会報告書2025に基づく技術常識等を踏 まえた進歩性判断と明細書ドラフティング指針

エグゼクティブサマリー

- ・アップロード資料（テーマ2：特許機械2）は、近時の知財高裁判決に共通する「引用文献に明示がなくても、技術常識等（周知課題・従来当然の前提・設計事項等）を認定して進歩性判断を組み立てる」傾向を、類型化して整理している。[\[1\]](#)
- ・実務上の分岐点は「技術常識等の認定（何が、どの範囲で“当たり前”か）」と「それを論理付け（動機付け・阻害要因・効果の予測可能性）にどう接続するか」であり、裁判所は根拠薄弱な“上位概念化”や“常識の飛躍”を退ける一方、数値最適化・設計事項として片付くと進歩性は厳しくなる。[\[1\]](#)
- ・明細書作成時の最重要課題は、「(i) “設計事項・最適化”と評価されるリスクを前提に、臨界性・反直観・阻害要因・相反関係（トレードオフ）を先回りして書く」ことと、「(ii) 技術常識等を**味方**にする部分（用語解釈・前提条件）と、**敵**になる部分（容易想到性）を分けて証拠化・文章化する」ことである。[\[2\]](#)
- ・国外比較として、欧州（EPO）は争いがあれば“common general knowledge”の立証を要求し（ただし“notorious”は例外）、米国（CAFC）は“common sense”で欠落要素を埋める推論に慎重（証拠・理由付けを要求）で、日本の「技術常識等+理由付記」の要求と構造に近い。[\[3\]](#)
- ・出願実務の成果物として、(a) 請求項（主従・数値限定・機能限定の使い分け）、(b) 実施例（比較例・境界例・代替手段）、(c) 効果（因果関係・相反関係・相乗効果）、(d) 測定法・評価基準、(e) リスク回避チェックリスト（Yes/No）が、少なくとも機械系の「技術常識近接領域」では必須となる。[\[4\]](#)

調査対象と分析枠組み

本報告は、アップロード資料「審判実務者研究会報告書2025（本編）事例研究1 テーマ2（特許機械2）」に掲載された全ケース（事例①～⑥）+報告書内で同枠組みにより整理された事例④・事例⑧を対象として、(1)争点の法的論点、(2)審査官／審判部の指摘（審査経過要旨）、(3)当事者主張、(4)判断理由、(5)異なる見解（学説・国外枠組み差）を比較し、明細書ドラフティングへ落とし込む。[\[5\]](#)

分析の中心となる法的骨格は、「進歩性（特許法29条2項）」である。[\[5\]](#)
そして、報告書が焦点化するの、審査・審判／裁判の推論過程における「技術常識等（周知技術・周知課題・設計事項・従来当然の前提等）」の役割である。これは審査基準上も、「技術常識」「周知技術」「慣用技術」を進歩性判断の素材として用いることを予定している。[\[6\]](#)

また、審判手続では職権主義・職権調査の枠組みがあり、争点化した技術常識等に関して「意見書提出機会の付与」「調査の相当性」等が問題になり得る（報告書が参照する整理と整合）。[\[7\]](#)

論点関係のフロー（報告書の整理を実務向けに再構成）

flowchart TD

S[請求項発明の認定] --> I[引用発明の認定]

I --> D[相違点の認定]

D --> CGK[技術常識等の把握
（周知課題/周知技術/従来当然の前提/設計事項）]

CGK --> LM[論理付け
動機付け・適用可能性・阻害要因]
LM --> EF[効果の位置づけ
予測可能/予測困難・相反関係・相乗効果]
EF --> C[結論：容易想到性の有無]
CGK -. 根拠が薄い/飛躍 .-> R[理由不備・立証不足のリスク]

このフロー上、技術常識等は「発明・引用発明の解釈（用語・前提）を支える局面」と「相違点の容易想到性（設計事項・最適化）を支える局面」の両方で作用し得るため、同じ“常識”でも明細書では扱いを分ける必要がある。[\[lecite\]urn1file0](#) ⁸

事例別分析

まず全体俯瞰として、事例①・④は「数値限定／最適化」色が強く、事例③は「課題の上位概念化＋周知事項の飛躍」が争点化し、事例⑤は「用語解釈（識別機能）＋技術常識による必然性推認」、事例⑥は「数式（特殊パラメータ）＋従来当然の前提（規格）による阻害要因」、事例④・⑥は「設計選択の容易性／開発事情（先行機の設計意図）」が鍵になっている、という配置になる。[\[lecite\]urn1file0](#) ⁹

以下、各ケースについて（1）～（5）を簡潔に、ただし明細書作成に直結するポイントに絞って記載する。

事例① 土木工事用不織布

（1）争点の法的論点

無効審判の審決取消訴訟で、主として「黒色繊維の混合比率（7.5%→10～90%）という数値限定が、技術常識に照らして設計事項／最適化に過ぎるか」「阻害要因（特定製品仕様・品質維持）があるか」が進歩性（29条2項）として争点化した。[\[lecite\]urn1file0](#) ¹⁰

（2）審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

特許庁審決は、一部請求項は無効、請求項2・6は無効としないとしたが、請求人側が「請求項2等が有効とされた部分」の取消しを求めた。¹⁰

（3）当事者の主張

請求人側は、黒色繊維割合の増加で斑模様の視認性・耐候性等が向上するのは当業者の常識で、数値範囲への変更は容易と主張。一方、権利者側（審決側ロジック）は、製品仕様・品質維持などから桁違いの増加に阻害要因がある旨を軸にした。¹¹

（4）裁判所の判断理由（一次出典）

裁判所は、黒色繊維比率の増減は、外観・斑模様の明確さ等を踏まえた「当業者の設計事項」と整理し、比率を上げれば斑模様が濃くなり測定容易性・耐候性等が改善することは出願時の技術常識と評価して、7.5%から10～90%へ高める動機付けを肯定した。加えて、製品仕様があること自体は「新仕様製品の開発」は当然起り得るとして、阻害要因を否定した。¹²

（5）異なる見解（比較）

報告書の問題意識は、まさに「引用例に数値レンジの明示がなくても、“所望の効果が発揮される範囲での数値調整”と理解されると設計事項化しやすい」点にある。数値限定は、(i) 臨界性、(ii) 相反関係、(iii) 当業者が“むしろ避ける”技術的理由（阻害要因）を、明細書段階から具体化しないと、裁判段階で“設計事項”に吸収される。[\[lecite\]urn1file0](#) ¹³

国外比較では、EPOでも“最適範囲選択”は効果の意外性・臨界性が弱いと否定されやすい一方、争いがあれば「その常識が本当に一般知識か」の証拠提出を要求する枠組みが明確で、日本の実務でも争点化したら根拠提示が重要になる点で示唆がある。¹⁴

事例② 燃焼器及びボイラ

(1) 争点の法的論点

特許異議の取消決定取消訴訟で、進歩性の論理付けにおいて「アンモニア燃焼熱の利用が技術常識か」「CO₂削減が周知課題か」「引用技術の適用動機付けがあるか」が中心論点となった。[fileciteurn1file0](#) 15

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

異議申立て（異議2021-700789）に対し、取消理由通知→訂正請求・訂正拒絶理由通知→手続補正（訂正）を経て、特許庁は訂正を認めつつ一部請求項を取消す決定をした。[16](#)

(3) 当事者の主張

権利者側は、研究段階の資料等は“技術常識”の根拠にならない、燃焼場差異（ガスタービンとボイラ等）から単純適用できない、などを主張した構図が読み取れる。[17](#)

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

裁判所は、証拠関係を踏まえ、出願時に「アンモニア燃焼熱の利用」が技術常識であること、CO₂排出量低減が社会的要請ないし周知課題であることを認定し、同じ燃焼熱利用装置分野として課題・解決手段の共通性が明らかだとして適用動機付けを肯定する方向で判断している。[17](#)

(5) 異なる見解（比較）

報告書が強調するのは「技術常識等の認定根拠として、法令・規格・社会的要請といった“技術外縁”も使われ得る」点である。機械系・エネルギー系は政策的要請（脱炭素等）が“周知課題”として参照されやすく、明細書では課題設定を社会課題へ寄せ過ぎると、引用例間の共通性認定に利用される危険がある（後述の“課題の書き方”に直結）。[fileciteurn1file0](#) 18

事例③ ビークル

(1) 争点の法的論点

拒絶査定不服審判（不服2023-005963）の審決取消訴訟で、「引用発明の課題を上位概念化して本願分野一般課題と“共通”とみることの当否」「周知事項・技術常識の援用が根拠を欠く／理由不備（理由付記欠缺）にならないか」が核心。[fileciteurn1file0](#) 19

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

国際出願→拒絶理由通知→意見書・補正→拒絶査定→審判請求・補正→拒絶審決、という典型的な審査経過が判決冒頭で整理されている。[20](#)

(3) 当事者の主張

出願人側は、審決が (i) 引用課題の上位概念化、(ii) リーン姿勢車両のバッテリー供給電力に関する推論などについて根拠・理由の提示を欠く、と争った構図である。[21](#)

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

裁判所は、(a) 「リーン姿勢車両は一般に小型」という仮定を置いて、バッテリーが小さいことが“ある時点で供給する電力が低い”ことを直ちに意味しない、として、審決の課題共通性・動機付けの推論を証拠不十分と評価した。結果として、周知事項・技術常識に基づく容易想到の論理付けについて「根拠を欠き理由が示されていない」点が審決取消方向に働いた。[22](#)

(5) 異なる見解（比較）

報告書内でも、（審決の推論が強引であるとの見方がある一方で）技術常識の扱い・課題の定義を巡り、判断の線引きが難しい領域があることが示唆されている。[fileciteurn1file0](#)
国外の示唆として、米国でも最高裁KSR以降“common sense”を考慮する柔軟性は認めつつ、CAFCはArendi

で“common senseで欠落限定を埋める”推論に慎重で、証拠と理由付けを要求した。日本の本件（理由不備／根拠薄弱を問題化）と、審判体・審査官が「常識」を使う際の統制構造に近い。²³

事例④ 木質複合材及び床材

(1) 争点の法的論点

特許異議に基づく取消決定の取消訴訟で、数値限定（厚さ・長さ・幅等の寸法範囲や板厚等）が「相反関係を乗り越える臨界的範囲」なのか、単なる最適化（設計事項）なのかが争点。²⁴

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

特許異議（取消理由通知→訂正請求等を含む手続は事件により異なる）が前提で、特許庁が請求項1～3を取消す決定をし、知財高裁がこれを支持した構図。²⁴

(3) 当事者の主張

権利者側は、複数パラメータが相互に関係し相乗効果がある、あるいは製造容易性・表面性・寸法安定性などの効果が“単なる寸法変更を超える”と主張したであろう一方、取消側は“寸法・密度の最適化”と位置付けた。²⁵

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

判決は、本件特許（特許第7072781号）につき、寸法・密度等の数値選択を中心とする構成が、相違点ごとの技術的意義・効果の位置づけに照らして、設計事項／最適化に近いと評価され、取消決定が維持されている（報告書は別表（表形式）で公知範囲・技術常識との対応を整理した点を重要視）。²⁴

(5) 異なる見解（比較）

数値限定発明は、審査基準上も「有利な効果（予測困難）」「臨界的意義」「阻害要因」等が鍵になるが、本件のように「複数数値の組合せ」が、相互関連する“一まとまりの手段”と認められない場合、相乗効果主張は通りにくい（報告書の整理）。²⁶

欧州でも“パラメータの選択”は「意外な効果／臨界性」の立証が中心となり、争われれば根拠文献（教科書・規格等）で“常識”の範囲が固められる。²⁷

事例⑤ 光フェルール及び光フェルール金型

(1) 争点の法的論点

拒絶査定不服審判の審決取消訴訟で、新規性・進歩性に関連して「分割線加工物（パーティングライン由来の段差／バリ）を“区分する”との文言が、識別機能（製造方法の認識可能性）まで含意するか」という請求項用語の解釈が前提問題となった。²⁸

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

審決は引用発明の認定・解釈と技術常識（成形＝型、バリは合わせ目に生じる等）を組み合わせ、新規性・進歩性欠如を認定する方向で、裁判所も審決を支持した。²⁹

(3) 当事者の主張

出願人側は、(a) 分割線加工物はユーザに製造方法を認識させる識別機能を持つ、(b) 引用発明の“成形”の読み込みや、バリ位置の推認は飛躍だ、と主張したのに対し、行政側は (i) 成形の通常意味、(ii) バリ・段差は技術常識、(iii) 当該明細書に識別機能の裏付けがない、と対抗した構図。²⁸

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

裁判所は、射出成形ではパーティングラインにバリ・段差が生じるのは技術常識としつつ、一般にバリは自立させない方向で対処されるので、明細書に“ユーザが感知しやすい分割線加工物”を形成する示唆がない以

上、「区分する」との文言から識別機能まで読み取れないとした。また、引用発明の「成形」には金型成形も含まれ得る、と解して相違点認定・容易想到性の方向へ接続した。²⁸

(5) 異なる見解（比較）

本件は、技術常識が“進歩性否定”だけでなく、**クレーム解釈の限界**として働いた点が重要である。報告書は、(i) 用語解釈の根拠、(ii) 引用発明解釈の根拠、(iii) 相違点判断の根拠、のどこに技術常識等が置かれているかを整理している。²⁹

国外比較でも、EPOは“常識”を明細書の示唆・当業者の理解と整合させて読む傾向が強く、米国でもArendiが示す通り“常識で埋める”推論は理由付けが要る。クレーム文言に過剰な機能（識別機能等）を背負わせたのなら、明細書でその機能・効果・測定可能性まで書き切る必要がある。³⁰

事例⑥ 鋼管矢板式係船岸およびその設計方法

(1) 争点の法的論点

無効審判の審決取消訴訟で、数式（ ρ と地盤反力係数 lh の関係式）と材料強度範囲（降伏強度400～700 N/mm²）が、引用例から導ける単なる設計事項か、あるいは条件依存で一意に定まらない“特殊パラメータ”であり、容易想到性が否定されるかが争点。³¹

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

無効審判（無効2021-800023）で有効（請求不成立）とされた部分が訴訟で争点となり、裁判所は審決を支持して容易想到性を否定した構図。³²

(3) 当事者の主張

請求人側は、(a) 高強度材採用は周知で具体値選択は設計事項、(b) 引用文献の図表・式から ρ の式導出は可能、(c) したがって容易想到、を主張。権利者側は、 ρ の式は特定条件（設計震度・水深等）に依存し、引用例は他鋼材例を示唆しないなどから、導出・一般化ができない、と応答した。³³

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

裁判所は、引用例の表からSKY490の情報があっても、他の鋼管矢板例が示されていない点等から、降伏強度400～700 N/mm²を採用する示唆があるとは言えないとした。結果として、当業者でも引用例から関連式を導出し、相違点構成に至るのは自明でないとして、容易想到性を否定した。³¹

(5) 異なる見解（比較）

報告書の観点では、数式・特殊パラメータは「公知範囲との区別が難しい」「実験合戦になりやすい」ため、技術常識等をどう位置づけるかが争点化しやすい。³⁴

さらに本件は、規格（JIS A 5530のSKY400/490等）という“従来当然の前提”が、逆に「高強度材への容易変更」を支えるのではなく、文献上の示唆の限界（他例の欠如）を際立たせる形で作用している。明細書では、式の適用条件、係数の導出過程、前提条件変更時の挙動（口バラスト性／非口バラスト性）を、少なくとも実施例・比較例で示さないと「当たり前の一般化」とされやすい。³⁴

事例⑦ マルチ内腔構造を備えるカテーテルアセンブリ

(1) 争点の法的論点

拒絶査定不服審判の審決取消訴訟で、カテーテル断面形状（外形・内腔配置）の選択が「既知形状群からの設計選択（トレードオフの範囲）」か、特定効果（流量・サイズ等）を生む非自明な構成かが争点。

³⁵

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

審判段階で引用例と技術常識（内腔断面形状の選択肢・設計制約）を基に進歩性欠如が認定され、裁判所はその結論を維持した扱いとして報告書に整理されている。³⁵

(3) 当事者の主張

出願人側は、内腔構成により小径でも既知大径と同等流量等の効果が得られると主張し、行政側は、形状選択は当業者の通常設計の範囲で、阻害要因がないと位置付けた構図。 ³⁵

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

判決文は、技術分野・課題・効果を整理した上で、当業者が一般に認識する技術常識（断面形状の選択・寸法制約等）との関係を検討している。報告書は、この種の事案で「一見すると独自形状でも、既知選択肢の組合せ」に落ちると設計事項化する、という実務上の教訓を抽出している。 ³⁵

(5) 異なる見解（比較）

機械・医療器具形状は暗黙知（加工限界・流体抵抗・安全係数）が強く、技術常識等が“広く”認定されやすい領域である（報告書の問題意識）。欧州でも医療デバイスは設計上のトレードオフが論点化しやすく、“common general knowledge”が争点になれば立証が要求される。したがって、明細書では「なぜその形状が“自然な選択”ではないのか」を、比較例・境界例で具体化する必要がある。 ³⁶

事例⑥ 溶解炉

(1) 争点の法的論点

無効審判（無効2022-800084）の審決取消訴訟で、引用発明（タワー型溶解保持炉）が採用している保持バーナー（リジェネレーティブ）を、フラットフレームバーナーへ変更する動機付けの有無、さらに閉システム・熱交換器等の追加の容易想到性が争点化。 ³⁷

(2) 審査官／審判部の指摘（審査経過の要旨）

特許庁は請求項1,2,6を無効としつつ、請求項3～5は請求不成立（有効）と判断。請求人（原告）が“有効部分”の取消しを求め、知財高裁は審決を支持して請求棄却した。 ³⁷

(3) 当事者の主張

請求人側は、周知のバーナーや省エネ課題等から置換は容易と主張し、権利者側は、引用発明がリジェネレーティブ採用には設計意図（エネルギー効率等）があり、単純置換は設計思想に反する／コスト・構造複雑化等の阻害要因がある、と主張した構図。 ³⁸

(4) 裁判所の判断理由（一次出典）

判決は、引用発明が当時周知のフラットフレームバーナーを採用せずにリジェネレーティブを採用した事情を検討し、単純な置換の動機付けを否定する方向で、請求項3等の容易想到性を否定している（審決支持）。 ³⁸

(5) 異なる見解（比較）

本件は「周知技術がある＝置換動機付けがある」ではなく、「なぜ引用発明はあえて別解を採用したのか（開発事情・設計意図）」を重視している点で、報告書が整理する“阻害要因（従来当然の前提を含む）”の典型である。 ³⁹

また、米国でもKSR後は置換が柔軟に評価される反面、技術的理由・設計意図（teaching away相当）があれば非自明性に寄与する。日本でも「引用例の設計思想に反する」ことを、明細書の課題設定・作用効果の書き方で先に構造化しておく、と、阻害要因の主張が通りやすい。 ⁴⁰

明細書作成の具体的注意事項

以下は、上記事例（特に①④⑤⑥⑧）で問題になった“技術常識等の使われ方”を前提に、出願時に実務として直接効く注意事項を、属性別に整理したものの。 ⁴¹

請求項設計（主従クレーム構成、機能限定・結果限定）

機械系では、相違点が「寸法・数値範囲」「材質・強度」「形状選択」「製造プロセス由来の必然構造」になりやすく、裁判所は設計事項化しやすい。⁴¹

そのため請求項は、**広い独立項＋“論点別の従属項（防御層）”**を基本形として設計する。⁴²

・主従クレームの設計指針

・独立項：構成要件は「課題解決の核（手段の協働関係）」まで書き、単一パラメータだけで勝負しない（④の相乗効果否定リスクを回避）。⁴³

・従属項：

- 数値限定：臨界性（境界で急に性能が変わる）・相反関係（トレードオフ）・阻害要因（当業者が通常は避ける）を支える限定を“段階的”に入れる（①④⑥）。⁴⁴
- 用語解釈が争点化しそうな語は、従属項で具体構成に落とす（⑤：識別機能をクレーム文言だけで背負わせない）。⁴⁵
- 置換が争点化しそうな部品は、代替要素を従属項に用意しつつ、“置換が阻害される条件”も従属項化する（⑧）。⁴⁶

・機能限定・結果限定の使い分け

- ・機能限定は、技術常識等で“当然そうなる”と読まれると弱い（③⑤）。機能を入れるなら、測定・評価可能な形で「何を、どう測れば、その機能が満たされるか」を明細書側で補強し、従属項で構成手段も押さえる。⁴⁷
- ・結果限定（～できる、～可能）は、理由不備（論理の飛躍）争点を誘発しやすいので、発明の要旨では「条件・前提・制御対象」をセットで記載する（③）。¹⁹

実施例（比較例・境界例・代替手段）

実施例は「進歩性（容易想到性）」の争いで、技術常識等に押し流されないための“事実の杭”になる。特に数値限定・数式・設計最適化が疑われると、実施例が弱いと設計事項化しやすい。⁴⁸

・比較例：

・“引用例相当”＋“当業者がやりそうな改変”を比較例として置く（①④A）。⁴⁹

・境界例（臨界性）：

・数値範囲の上下限の近傍を意図的に測る。境界で効果が急変するなら、これが「単なる最適化ではない」説明の核になる（①④）。⁵⁰

・代替手段：

・置換部材・形状・製造法の代替を列挙しつつ、**代替しても維持される効果と、代替すると失われる効果（阻害要因の根）**を分けて書く（⑧）。⁴⁶

効果の記載（因果関係・相乗効果）

審査基準は、進歩性判断で「有利な効果」「予測困難性」等を論理付け要素として扱う。⁴²

一方、裁判例上は「個々の相違点が互いに関連する“一まとまりの手段”か」「相乗効果が認められるか」に厳しい局面がある（④）。⁵¹

・因果関係は“作用点→メカニズム→観測量”で書く

・例：構成Aが物理量Xを変化→現象Yが抑制→評価指標Zが改善、という鎖を明示。⁴²

・相反関係（トレードオフ）を先に書く

- ・「通常はAを上げるとBが悪化する」→「本発明は条件Cにより両立」→「データで裏付け」。数値限定の“臨界性”と相性が良い。 52
- ・“技術常識として予測可能”とされる効果は、効果欄の主役にしない
- ・①のように「割合を増やせば濃くなる」型の効果は常識化しやすいので、主張の主軸は“別の効果（予測困難・阻害要因克服）”に移す。 53

発明の要旨の書き方（課題の上位概念化対策）

事例③は、「課題の上位概念化」が動機付けの根拠として使われ、裁判所がこれを統制した典型である。 54

- ・課題は“技術的制約と前提条件”まで含めて特定する
- ・悪い例：単に「小型化」「効率化」
- ・良い例：どの要素がボトルネックで、何が制約（安全、規格、コスト、既存設備互換）かまで書く。 55
- ・課題は複線化する（主課題＋副課題）
- ・社会課題（脱炭素等）に寄せ過ぎると②のように“周知課題”として共通性認定に利用され得るため、装置内の燃焼場・流路・材料劣化など、より具体側の課題も併記する。 17

測定法・評価基準の明示

技術常識等は「測定・評価の当然前提」にもなり得るが、そこが曖昧だと⑤のように“期待した機能（識別機能等）”が文言から読み取られない。 56

- ・測定条件（環境、試料数、統計処理）を最小限でよいので固定する（特に数値限定） 42
- ・用語定義（例：電力・容量など）を辞書任せにしない（③で問題化） 57
- ・規格（JIS等）に依拠するなら、適用版・適用範囲・例外条件を書く（⑥で規格が論点） 58

リスク回避策（技術常識等に“飲まれない”ために）

- ・数値限定：境界例＋臨界性＋相反関係＋理由（なぜその範囲しかダメか）をパッケージで出す（①④）。 50
- ・置換：引用例が採用する方式の採用理由（設計意図）を先に推定し、それに反する改変が必要であることを“阻害要因”として事実化する（⑧）。 46
- ・用語解釈：クレーム語に“機能”を背負わせるなら、明細書でその機能を実装する具体構成・検証方法まで書く（⑤）。 56
- ・課題設定：抽象化（上位概念化）されても崩れないよう、課題を具体条件で縛る（③）。 22

実務で使えるテンプレート例

目的	テンプレート（短い記載例）	ねらい（どの事例型に効くか）
独立請求項（核の協働関係を明確化）	【請求項1】 ～を備え、AがBを制御し、CがDを…（「A単体」ではなく「A×C」の協働を明示する）	④（相乗効果否定リスクの回避）、③（抽象課題に流されない） 59
数値限定の従属項（臨界性を含意）	【請求項2】 ～において、Xがa～bである（ただし、a未満ではPが発生し、b超ではQが発生する）	①④（最適化・設計事項化の回避） 60
効果（因果鎖を固定）	【効果】 Aにより物理量XがΔだけ変化→現象Yが抑制→評価指標Zが改善（測定条件：…）	①④⑥（設計事項化を崩す“事実”の提示） 61

目的	テンプレート（短い記載例）	ねらい（どの事例型に効くか）
比較例設計（当業者改変を潰す）	【 比較例B 】 引用例相当+当業者が想定する設計変更（例：Xを上げる／材を高強度化）を実施し、Pが悪化することを示す	①⑥⑧（動機付け・阻害要因の裏付け） ⁶²
代替手段の列举（置換論を制御）	【 代替 】 バーナーはM/N/Oでもよい。ただし、Nを採用する場合は閉システムを要し、そうでないと酸化物が増加する	⑧（置換の容易想到を「条件付き」にする） ⁶³
用語定義（解釈争いの予防）	【 定義 】 「区分する」とは、寸法差 δ 以上の段差を形成し、使用者が触覚で識別できることをいう（評価方法：…）	⑤（クレーム文言に機能を負わせるなら必須） ⁵⁶

出願前レビュー用チェックリスト（Yes/No形式）

チェック項目	Yes	No
課題が「小型化・効率化」等の抽象語だけで終わっておらず、制約条件（安全・規格・コスト・互換性）が明記されているか（③対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
引用例が採用する方式の「採用理由（設計意図）」を推定し、それに反する“阻害要因”を説明できるか（⑥対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
数値範囲について、上下限近傍の境界例（少なくとも2点以上）を実施例・比較例で示しているか（①④対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
数値範囲が“単なる最適化”でないことを示す、相反関係（トレードオフ）または臨界性の説明があるか（①④対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
数式・パラメータについて、適用条件（前提の水深・震度・材質等）と前提変更時の挙動が説明されているか（⑥対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「設計事項」と評価され得る典型（寸法変更、材質強度変更、配置変更）に対し、当業者が“敢えてそうしない”理由を明示できるか（①④⑥⑧⑨対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
効果は「構成→メカニズム→測定指標」の因果鎖で記載され、測定条件・評価基準が特定されているか（全般）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
相乗効果を主張する場合、相違点が“ひとまとまりの手段”として機能する説明とデータがあるか（④対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
機能限定・結果限定を用いる場合、その機能を満たす具体構成と評価方法を明細書に書いているか（③⑤対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
用語が争点化しそうな箇所（「区分する」「実質的に」「～可能」など）について、定義または具体例（図面・寸法・閾値）があるか（⑤対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
代替手段を列举するとき、代替で失われる効果（=阻害要因の根）も併記しているか（⑧対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
主引用発明からの動機付けが「課題の上位概念化」で成立しないよう、課題と解決手段の対応が具体的に書かれているか（③対策）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	Yes	No
想定される周知技術・技術常識（規格、業界慣行、加工限界など）を“前提”として明細書に織り込み、争点化したときに説明できるか（全般）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
進歩性主張の要（意外な効果・阻害要因・臨界性）について、少なくとも従属項が1つ以上用意されているか（全般）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
J-PlatPatで閲覧できるような形で、出願時に提出可能な実験データ（比較例含む）を社内記録として保存しているか（証拠化）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

（チェック項目の根拠となる論点：技術常識等を用いた容易想到性の論理付け、理由付記の充実、阻害要因・効果の位置づけ。[lecite](#)[turn1file0](#) ⁶⁴）

一次資料URLと参照先

以下は、本文で参照した主要一次資料（判決文・審査基準・審判便覧）への到達用URLである（表示要件上、URLはコードブロック内に記載）。 ⁶⁵

【判決文（知財高裁）】

事例①（土木工事中用不織布）：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_hanrei.pdf

（要旨PDF）

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_point.pdf

事例②（燃焼器及びボイラ）：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/197/093197_hanrei.pdf

事例③（ピークル）：

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/093949_hanrei.pdf

事例④（木質複合材及び床材）：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/093877_hanrei.pdf

事例⑤（光フェルール及び光フェルール金型）：

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/093253_hanrei.pdf

事例⑥（鋼管矢板式係船岸およびその設計方法）：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/832/092832_hanrei.pdf

事例A（マルチ内腔構造を備えるカテーテルアセンブリ）：

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91229.pdf>

事例B（溶解炉）：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/212/094212_hanrei.pdf

【特許庁資料】

特許・実用新案審査基準（進歩性）PDF：

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf

審判便覧 36-01（職権主義と職権調査事例）PDF：
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/36.pdf

【J-PlatPatの経過情報の見方（参考：一次資料に準ずる公的説明）】

特許庁：

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/j-platpat_kakunin.html

INPIT：

https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/index.html

国立国会図書館リサーチ・ナビ：

<https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/stm/1ipdl>

（注）報告書が参照する「技術常識等の立証」や「職権主義」については、審査基準・審判便覧に加え、EPOの“common general knowledge”立証枠組み、米国Arendi・KSR等が比較対象となる。 66

1 21 22 47 55 57 <https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14594>

<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14594>

2 13 26 42 52 61 64 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf

3 14 27 30 36 66 https://www.epo.org/en/legal/case-law/2025/clr_i_c_2_8_5.html

https://www.epo.org/en/legal/case-law/2025/clr_i_c_2_8_5.html

4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/01_0200.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/01_0200.html

5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_9900.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_9900.html

6 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_0200.html

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_0200.html

7 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/36.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/36.pdf

8 28 45 56 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93253.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93253.pdf>

9 11 12 41 44 48 49 50 53 60 62 65 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_hanrei.pdf

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_hanrei.pdf

10 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_point.pdf

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/093103_point.pdf

15 16 17 18 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/197/093197_hanrei.pdf

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/197/093197_hanrei.pdf

19 20 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/093949_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/093949_hanrei.pdf

23 40 <https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/878>

<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/878>

24 43 51 59 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/093877_hanrei.pdf
https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/093877_hanrei.pdf

25 https://note.com/shimoi_ec/n/n965b0d5452cf
https://note.com/shimoi_ec/n/n965b0d5452cf

29 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/093253_hanrei.pdf
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/093253_hanrei.pdf

31 32 33 34 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/832/092832_hanrei.pdf
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/832/092832_hanrei.pdf

35 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91229.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91229.pdf>

37 <https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14654>
<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14654>

38 39 46 63 https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/212/094212_hanrei.pdf
https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/212/094212_hanrei.pdf

54 https://unius-pa.com/decision_cancellation/10471/
https://unius-pa.com/decision_cancellation/10471/

58 <https://jaspp.com/koukanyaita/index.html>
<https://jaspp.com/koukanyaita/index.html>